

事業法人通信

2019年12月15日

作成・監修
朝日税理士法人

～2019年度税制改正⑫～

2019年税制改正について、事業法人に係る主な改正内容を記載する。今回は租税特別措置法の改正で延長適用されるものである。

(ポイント)

- 租税特別措置法のうち、制度が廃止等されるもの

1.租税特別措置法の改正(廃止・縮減等)

税法の理論や理屈でなく、産業界等の政策的な意味合いで実施されるのが、租税特別措置法であり、政策の役割が終了もしくは不要とされるものは廃止又は縮減等される。

(租税特別措置法の改正:廃止・縮減等)

項目	取扱い(適用期限等)
(1)公害防止用設備の特別償却制度	2019年3月31日をもって廃止
(2)自動車教習用貨物自動車の特別償却制度	2019年3月31日をもって廃止
(3)関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度	機械装置の取得価額要件を400万円以上(現行:240万円以上)に引き上げた上、その適用期限を2021年3月31日まで延長
(4)特定都市再生建築物等の割増償却制度の見直し	<p>① 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において整備される建築物の割増償却率を25%(現行:30%)に引き下げた上、その適用期限を2021年3月31日まで延長</p> <p>② 雨水貯留利用施設に係る措置は、2019年3月31日をもって廃止</p>

(裏面に続く)



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

～2019年度税制改正⑫～

-前頁より続き

項目	取扱い(適用期限等)
(5)新事業開拓事業者投資損失準備金制度	2019年3月31日をもって廃止
(6)公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例	2019年3月31日をもって廃止 経過措置:2019年4月1日から2023年3月31日までの間に開始する各事業年度における貸倒引当金の繰入限度額の計算については、現行法による割増率(10%)に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増し
(7)中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例	2019年3月31日をもって廃止
(8)農業協同組合等の合併に係る課税の特例	適用対象から全国の区域を地区とする農業協同組合連合会との会員たる農業協同組合連合会との合併を除外した上、その適用期限2022年3月31日まで延長

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム・実務家のひとこと

(年末調整)

年末調整とは、事業法人の役職員など給与所得者に対する1年間の給与支払額(1月～12月分:給料・賞与・賃金等)に対する源泉徴収所得税につき、年間の給与所得額に係る所得税を再計算し、所得税額の過不足を精算する仕組みである。今年もその時期がやってきており、役職員の方は所得税額の還付を受ける人が多いだろう。源泉徴収や年末調整手続は納税者の利便性(確定申告不要、納税の便宜)を言うこともあるが、徴税上のメリット(徴税確保、納税手続の民間負担、早期税収による資金的配慮)が大きい。本来、各個人が確定申告により所得税計算・納付すべきところを、事業法人等給与支払者が事務を代行しているようなものだ。課税当局も個々の確定申告の確認・チェックの負担が減っている。源泉徴収による税収早期確保や徴税の捕捉など課税当局の利点がある。考えてみれば特異な仕組みであり、税制の認識が薄くなる要因ともなっていると考えるがどうか。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。